

## 「うるま市景観賞」ポスターデザイン公募実施要項

(目的)

第1条 この要項は、うるま市景観条例（平成23年条例第5号）第22条第1項及び第2項の規定に基づき、平成23年度より実施している「うるま市景観賞」についてポスターデザイン公募を行い、特に優れた作品の応募者を表彰することにより、市民へ景観づくりに対する更なる意識啓発を図るとともに、優れたデザインのポスターを掲示することによる応募件数の増加等、「うるま市景観賞」の活性化を目的とする。

(応募資格)

第2条 応募資格は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有している者
- (2) 本市に通勤または通学している者
- (3) 本市にゆかりまたは愛着がある者
- (4) 本市の景観づくりに対して想いがある者

(募集内容)

第3条 「うるま市景観賞」の開催を活気づけ、作品の応募増加が期待できる内容のポスターとする。

(応募方法等)

第4条 応募は1人で何点でもできるものとする。

2 応募者は所定の用紙に必要事項を記入の上、応募作品とともにうるま市都市計画部都市計画課（以下、「都市計画課」という。）へ郵送、持参による提出を行う。また、郵送による提出の場合は、当日消印有効とする。

3 応募作品の形式について、紙媒体によるものの他、電子媒体等でも応募することができる。

4 応募作品について、応募者へ返却は行わないものとする。

(作品の条件)

第5条 応募作品は必ず応募者自作かつ未使用（未発表）のものであること。

2 うるま市景観賞の募集をしていることが分かるデザイン、構成であること。

3 応募作品は手描きによるスケッチの他、写真やCG等を使用しても構わないものとする。

4 景観賞の募集ポスターとして採用された作品（以下、「採用作品」という。）については、B2判（縦728mm×横515mm）で印刷し掲示するので、応募作品のサイズは不問であるが、B2判で印刷・掲示されることを想定し作成すること。

5 応募作品については、第1号に掲げる事項を作品内に必ず明記すること。第2号については、必要に応じ明記すること。

(1) タイトル（うるま市景観賞）

(2) キャッチフレーズ

6 応募作品については、募集期間、問い合わせ先及び応募方法が明記可能な余白部分を必ず確保すること。

7 応募作品について写真等を使用する場合、予め当該権利者の承諾を必ず得ておくこと。うるま市では肖像権やプライバシー等の問題に関して、一切の責任を負わないものとする。

(対象の除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当すると判断された応募作品については、審査の対象外とする。

(1) 第1条または第3条の規定に合致しないもの

(2) 公共の場にふさわしくない内容となっているもの

(3) うるま市以外の特定の地域が強く連想される内容となっているもの

(4) 第5条第1項または第2項の規定に合致しないもしくは第5項各号について明記されていないもの

(5) その他審査の対象外に該当すると判断されたもの

(選考の方法)

第7条 応募作品のうち、前条各号のいずれにも該当しないもの（以下、「審査対象作品」という。）の中から特に優れた作品を選考し、表彰する。

2 選考基準に該当する作品がない場合は、表彰作品を選定しない。

3 選考は原則として、「うるま市景観賞」の開催前年に行うものとする。

(表彰の対象)

第8条 表彰は市長が行うものとし、作品決定の公表後、表彰式を実施する。

2 前項に規定する表彰式は、うるま市役所にて行う。

3 表彰対象者には、表彰状の他顕彰に必要なものを授与する。

(審査の方法)

第9条 審査対象作品について、都市計画課及びうるま市景観審議会（以下、「審議会」という。）による審査を実施する。

2 審査選考は次の各号により実施する。

(1) 審査対象作品について、別に定めるうるま市景観賞募集ポスター審査基準（以下、「審査基準」という。）により、都市計画課による審査（「予備審査」という。）を実施する。

(2) 予備審査を通過した作品について、別に定める審査基準により、審議会委員による審査（「一次審査」という。）を実施する。

(3) 一次審査を通過した作品について、別に定める審査基準により、審議会による審査（「最終審査」という。）を実施し、表彰作品を選定する。

3 予備審査及び一次審査の実施について、応募作品数や審査対象作品数を考慮し、それぞれ

れについて省略することができる。

4 審議会による審査を実施するにあたっては、準備会を置き、作品を審査するための必要情報を整理し、審議会に報告する。

5 準備会は、都市計画課の職員で構成する。

(表彰作品の決定)

第10条 表彰作品については、最終審査の結果を参考に、市長が決定する。

(作品の公表)

第11条 前条の規定により表彰が決定した作品については、応募者の氏名、住所、学校名等とあわせて、本市の広報誌及びホームページ等に掲載する方法により公表する。

(採用作品)

第12条 採用作品をもとに、景観賞応募用紙(A5版3つ折)の表紙を事務局で作成するものとする。

2 採用作品について、応募者と協議の上、必要に応じてデザイン、構成、文章表現等の変更を行うことができる。

3 採用作品については、応募者の氏名及び学校・会社名等を表記するものとする。

(帰属)

第13条 全ての応募作品の著作権は応募者に帰属するが、本市の景観推進事業等に関する広報活動等に限り、応募者の承諾を得ずに使用することができる。

(庶務)

第14条 うるま市景観賞ポスターデザイン公募にかかる庶務は、都市計画課が行う。

(委任)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成26年12月1日から施行する。